

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成25年6月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて
- 議第 7号 「全国農業新聞」の普及拡大・勧誘について
- 議第 8号 平成25年度作況調査について
- 議第 9号 利用状況調査について

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 使用貸借の解約について
- 報第 5号 作付変更届
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## その他

## 出席委員 35名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員  | 2番 鶴 卷 純 一 委員  |
| 3番 清 水 栄 委員    | 4番 村 井 善一郎 委員  |
| 5番 熊 倉 睦 委員    | 6番 捧 譽 委員      |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員  | 8番 刈 屋 一 夫 委員  |
| 9番 佐 藤 満 委員    | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員   | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員   | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員   |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |

23番	野崎文夫	委員	24番	嘉藤太加雄	委員
25番	佐藤裕雄	委員	26番	阿部新一郎	委員
27番	星野英治	委員	28番	藤田吉則	委員
29番	渡邊一英	委員	30番	原正利	委員
31番	小師勉	委員	32番	目黒伸一	委員
33番	山田佳典	委員	34番	蒲澤正	委員
35番	小林六一	委員			

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局長	大坂純司
事務局次長	斎藤公明
経営基盤係副参事	麦倉政勝
経営基盤係主任	鈴木和志

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、定例総会を開会いたします。

ご案内のように今回選任委員として新たに中越農業共済組合より私どものところへ嘉藤太加雄さんが選任されてございますので、ご紹介します。後ほどご挨拶もいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、欠員ゼロ、出席35名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。14番、村山佐喜雄委員、20番、坂井和弘委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、中越農業共済組合推薦の選任委員が6月10日、市長から辞令交付を受けられてございます。その方の議席番号、所属部会について、私にご一任いただけるか、お諮りいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしと認め、私にご一任いただきました。

それでは、嘉藤太加雄委員の議席番号は24番、所属部会は第1調査部会と農政対策部会をお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、そのように決定させていただきます。

嘉藤委員は、24番の席へご着席いただきたいと思います。

ここでしばらく休憩に入りたいと思います。

(午前9時38分から午前9時40分まで休憩)

議長（野崎会長）

総会を再開いたします。

それでは、早速に議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。今月の申請は、新規設定3件、4,990㎡であります。

30番から順に説明いたします。

30番は、檜山地内の農地3筆、2,718㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

31番は、檜山地内の農地2筆、1,228㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

32番は、中野原地内の農地1筆、1,044㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

いずれも申請人の書類確認及び農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長は、坂井会長代理の隣に着席願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

おはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、6月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時30分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められています議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定3件、面積にして4,990㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いず

れも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

3ページをごらん願いたいと思います。今月の申請は、6件の申請で、合計3万8,591㎡であります。

それでは、戻りまして2ページの9番から順に説明いたします。

9番は、代官島地内の農地6筆、460㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約200万円であります。

10番は、川通西町地内の農地1筆、6,446㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約50万円であります。

11番は、福島新田地内の農地2筆、377㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約150万円であります。

12番は、猪子場新田地内の農地2筆、846㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約300万円であります。

13番は、曲谷地内の農地1筆、262㎡を譲り受け人が相手方の要望により、贈与により取得するものであります。

14番は、中島ほか地内の農地12筆、3万200㎡を経営の若返りを図るため、同

一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなど、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計件数6件、面積3万8,591㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

4ページをごらん願います。今月の申請は、1件の申請で、1,834㎡であります。

それでは、5番から説明いたします。

5番は、下保内地内の農地1筆、1,834㎡を売買により取得し、倉庫1棟、駐車場6台、通路、回転場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円であります。場所につきましては、保内公園駐車場北側500m付近で、国道403号線の西側に位置しております。住宅等が連たんする区域内であることから、

第3種農地と判断されます。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして1件、面積にして1, 834㎡で、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

5ページをごらん願います。今月の申請は、3件の申請で、160㎡であります。この合計面積には10番、171㎡の取り消し案件は含まれておりません。

それでは、10番から順に説明いたします。

10番は、曲渕2丁目地内で、平成3年5月28日付で資材置き場用地として4条許可を受けた土地2筆、171㎡の許可を取り消したいものです。場所につきましては、曲渕2丁目、高福寺南東側250m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。現在ただいまの土地につきましては、盛り土をされまして、野菜の作付が行われております。

1 1 番は、柳川新田地内の農地 1 筆、5 2 m<sup>2</sup>を住宅地と一体利用として住宅の用地として利用したいものです。場所につきましては、旧旭小学校跡地東側の隣接地で、住宅等が連たんする区域内であることから、第 3 種農地と判断されます。

1 2 番は、一ツ屋敷新田地内の農地 2 筆、1 0 8 m<sup>2</sup>を駐車場 7 台の用地として利用したいものです。場所につきましては、東北電力栄変電所西側 2 0 0 m 付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第 3 種農地と判断されます。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていることを申し添えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

8 番、刈屋一夫委員。

第 2 調査部会長（8 番刈屋一夫委員）

議第 4 号『農地法第 4 条の規定による許可申請について』は、件数にして 3 件、面積にして 1 6 0 m<sup>2</sup>で、取り消し案件の 1 7 1 m<sup>2</sup>は含まれていません。書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 4 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 5 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第 5 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、8ページをごらん願います。9件の申請で、合計7,088㎡であります。

それでは、戻りまして6ページの18番から順に説明いたします。

18番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条の許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

19番は、新保地内の農地5筆、3,544㎡を賃借権の設定により、店舗1棟、駐車場53台、通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条高等学校南側、西大崎西本成寺線南側で、都市計画用途地域の第1種住居地域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

20番は、塚野目6丁目地内の農地1筆、19㎡を売買により取得し、宅地との一体利用地として農舎1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円であります。場所につきましては、塚野目白山神社東側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

21番は、塚野目6丁目地内の農地1筆、62㎡を贈与により取得し、道路の用地として利用したいものです。場所につきましては、塚野目白山神社東側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

22番は、代官島地内の農地5筆、230㎡を使用貸借権の設定により取得し、農業用資材置き場、農業用道路として利用したいものです。場所につきましては、国道8号線、代官島東交差点から井戸場方向へ800m付近で、第1種農地と判断されますが、農業用施設であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断いたしました。

23番は、塚野目4丁目地内の農地1筆、1,024㎡を売買により取得し、集合住宅1棟、通路、駐車場17台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円あります。場所につきましては、塚野目白山神社西側150m付近で、都市計画の用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

24番は、曲渕3丁目地内の農地2筆、123㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、月岡小学校北側400m付近で、都市計画用途地域第1種低層住宅専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

25番は、下坂井地内の農地1筆、38㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅地と一体利用として住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、東三条駅南口南側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

26番は、東光寺地内の農地1筆、214㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円あります。場所につきましては、東北電力栄変電所東側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上、9件については、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基



準などの許可要件を満たしていることを申し添えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして9件、面積にして7,088㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第6号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』説明いたします。

9ページをごらん願います。今月の申請は、1件であります。

議案中の事件番号平成24年（ケ）第37号、物件1から6の競売となる土地は、福島新田地内の農地6筆、979.91㎡で、農業振興地域外であり、また都市計画法の用途区域外でもあります。期間は、経過いたしておりますけれども、公売入札期間は平成25年6月7日から平成25年6月14日でありましたが、特別売却期間は平成25年6月24日から平成25年7月1日で、見積価格は6筆、一括で423万円であります。債権者は1名で、東京都に本社があるアビリオ債権回収株式会社でございます。競売願い出者は1名で、農業を営む方で、経営規模拡大を図るため願い出されたものでありま

す。場所につきましては、国道8号線東側隣接地で、荻島交差点から新潟方向へ200m付近の農地であります。

願い出者の書類及び現地確認をしたところ、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告をお願いします。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第6号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積など許可要件全て満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方お願いいたします。

発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

次に、議第7号『「全国農業新聞」の普及拡大・勧誘について』を議題とし、お願いを申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門誌で、購読料は月600円であります。

当農業委員会におきましても農業委員数の5倍、175部を目標部数としておりますが、現在140部と低迷しておる状況であります。勧誘は、個人のみならず、農業生産法人などにも声をかけていただきたいと思っております。

そこで、ことしも全農業委員から、委員1名につき2部以上の普及拡大を図っていただきたいと思ひまして、申込書等をお配りさせていただきましたので、ぜひともご協力をお願い申し上げたいと思ひます。

ちなみに、先日退任された農業委員の方につきましては、継続購読申し込みをいただいておりますことをお知らせしておきます。

そしてまた、先般6月19日ですか、佐渡へ坂井会長が行かれた際に三条市、購読料があるということで賞状をいただきましたので、皆さんにお知らせいたします。

なお、申込書の提出は事務局までお願いいたします。

この件につきまして、皆様のほうで何かご質問ございましたらお願いしたいと思ひます。

ないようですので、このような形で皆さんぜひ頑張って、1人2部以上の購読をお願いしていただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『平成25年度作況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがと提案申し上げます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認めます。

それでは、議第8号につきましては農政対策部会付託をいたすことにいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『平成25年度の利用状況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、農地法第30条に規定されている利用状況調査の一部として農地パトロールを実施してきたところがございますが、利用状況調査の方法の詳細を農政対策部会に付託したいとご提案申し上げます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認めます。

それでは、議第9号につきましては農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

続きまして、来月の農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、22番、野水敏秋委員。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

7月19日午後2時から農政対策部の会議をただいま、付託された、作況調査と農地パトロールの議題を中心として開きたいと思っておりますので、関係委員は出席願いたいと思っております。

それから、農地パトロールにつきましては、7月31日の総会後になっておりますので、皆さんから車を出してもらい、進めてまいりたいと思っておりますので、委員全員からご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございます。

今説明がございましたとおり、農政対策部会は7月19日午後2時より厚生会館第2集会室で行いたいと案内がありましたので、各関係委員の方は出席お願いしたいと思います。

そして、7月31日に、今ほど説明がございましたように農地パトロールを実施することになっておりますので、そのようにお願いしたいと思います。これは、全員参加でございますので、内容につきましては当日説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。7月24日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

その31日は、先ほど言いましたように農地パトロール、午後からやる予定になっておりますので、そのようをお願いしたいと思います。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時15分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（14番）

---

議事録署名委員（20番）

---